

# 下関市感染症予防計画

## (最終案)

令和6年(2024年)2月

下関市

前文 .....	1
第一 感染症の発生予防のための施策に関する事項	
1 基本的な考え方 .....	2
2 感染症発生動向調査体制の整備 .....	2
3 情報の公表 .....	3
4 結核に係る定期の健康診断 .....	4
5 食品衛生対策及び生活衛生対策との連携 .....	4
6 予防接種の推進 .....	4
7 施設内感染対策 .....	4
8 災害発生時の防疫措置等 .....	5
9 関係機関及び関係団体との連携及び役割分担 .....	5
第二 感染症のまん延防止のための施策に関する事項	
1 基本的な考え方 .....	7
2 防疫措置の実施 .....	7
3 積極的疫学調査のための体制の構築 .....	9
4 食品衛生対策及び生活衛生対策との連携 .....	9
5 新感染症の発生時の対応 .....	10
第三 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	
1 基本的な考え方 .....	11
2 感染症の病原体等の検査の推進 .....	11
3 総合的な病原体等の検査情報の収集、分析及び公表のための体制 .....	12
4 関係機関及び関係団体との連携 .....	12
第四 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項	
1 基本的な考え方 .....	13
2 感染症の患者の移送 .....	13

第五	新型インフルエンザ等感染症及び新感染症の外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項	
1	基本的な考え方	14
2	関係機関及び関係団体との連携	14
第六	感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項	
1	基本的な考え方	15
2	人材の養成及び資質の向上	15
第七	感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項	
1	基本的な考え方	17
2	感染症発生・まん延時の応援派遣等	17
3	関係団体との連携	17
第八	緊急時における感染症の発生予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策(国との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。)に関する事項	
1	緊急時における感染症の発生予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策	19
2	連絡体制等の整備	19
3	他の自治体との連絡体制	20
4	国との連携体制	20
5	緊急時における情報提供	20
第九	感染症に関する啓発及び知識の普及並びに患者等の人権の尊重に関する事項	
1	基本的な考え方	21
2	啓発及び知識の普及並びに人権の尊重	21

【参考資料】 山口県感染症予防計画（抜粋）

- 第一 感染症の予防の推進の基本的な方向と役割
- 第四 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項
- 第六 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項
- 第八 宿泊療養体制の確保に関する事項
- 第十 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整又は指示の方針に関する事項

## 前文

令和2年に世界保健機関(WHO)により世界的なパンデミックが宣言された新型コロナウイルス感染症への対応においては、我が国においても、医療提供体制のひっ迫、感染拡大防止を目的とした社会・経済活動の制限の実施など、これまでの感染症対応では想定されていない状況が数多く発生しました。

保健所設置市である本市においては、感染症対策の中核的機関として、下関保健所が感染状況に応じ、体制を強化しつつ、迅速な対応にあたりましたが、通常の保健所業務の一時的なひっ迫や遅延など多くの課題が生じました。

そうした中、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、令和4年12月に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「法」という。)が改正され、新型コロナウイルス感染症への対応で得られた経験、教訓及び知見を踏まえ、都道府県に加え、保健所設置市においても、感染症を予防するための施策の実施に関する感染症予防計画(以下「予防計画」という。)を策定することが義務付けられました。

本計画は、法第10条第14項に基づき、「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針(平成11年厚生省告示第115号。(以下「基本指針」という。))」及び「山口県感染症予防計画(以下、「県予防計画」という。))」に則して策定しつつまた、医療法に基づく「山口県保健医療計画」、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「山口県及び本市行動計画」との整合性を図って策定しています。

本計画では、法令で定められている記載事項の内、保健所設置市の予防計画における必須の記載事項について策定するとともに、感染症対策の全体像や、県と市のそれぞれの取り組み内容とその関連性を示すため、県の役割である事項についても、県予防計画から対象となる事項を抜粋し、参考資料として掲載しています。

なお、本計画は、施行後の状況変化等に適宜、適切に対応する必要があることから基本指針及び県予防計画が変更される場合においては、内容について再検討を加え、必要に応じて、これを変更していくこととしております。また、本市が計画の実施状況に関する調査、分析及び評価を行い、その内容について変更の必要があると認めるときも、同様の対応を行うこととしています。

## 第一 感染症の発生予防のための施策に関する事項

### 1 基本的な考え方

- (1) 感染症の発生予防のために日常行われる施策は、感染症に関する情報の収集、分析並びに市民及び医師等医療関係者への公表(以下「感染症発生動向調査」という。)を中心に進めるとともに、平時における食品衛生対策、生活衛生対策等について、関係機関及び関係団体等との横断的、重層的な連携を図っていきます。
- (2) 感染症対策の中で、予防接種は感受性対策として重要な柱であり、ワクチンの有効性及び安全性の確立しているものについては、市民の理解を得つつ、積極的に推進していきます。

### 2 感染症発生動向調査体制<sup>1</sup>の整備

- (1) 感染症発生動向調査を実施することは、感染症の予防のための施策を推進するに当たり最も基本的な事項であることから、特に現場の医師に対して、その重要性についての理解を求め、一般社団法人下関市医師会(以下「市医師会」という。)等の協力を得ながら適切に進めていきます。
- (2) 一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者並びに新感染症にかかっていると疑われる者については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「法」という。)に基づき健康診断等の感染症の発生予防及びまん延防止並びに患者に対する良質かつ適切な医療の提供が迅速かつ適切に行われる必要があります。また、四類感染症については、病原体に汚染された場合の消毒、ねずみ族の駆除等による感染症の発生予防及びまん延防止のための措置が迅速かつ適切に行われる必要があるほか、一部の五類感染症についても、感染の拡大防止のため迅速に対応する必要があることから、法第12条に規定する届出については、適切に行われることが求められます。そのため、市医師会等を通じて現場の医師に保健所への届出の義務について周知を図ります。

また、感染症の発生届及び積極的疫学調査に関する情報を迅速かつ効率的に収集し、感染症対策に活かすため、感染症指定医療機関(第一種及び第二種感染症指定医療機関)に対し、電磁的方法による届出等の義務や、新型インフルエンザ等感染症の患者又は新感染症の所見がある者が入院、退院又は死亡した場合における電磁的方法による報告の義務について周知するとともに、その他の医療機関に対しても電磁的方法による届出の努力義務について周知を図ります。

- (3) 法第14条第1項に規定する指定については、県内の感染症の発生状況及び動向の正確な把握ができるように、指定届出機関(以下「定点」という。)の種類を、インフ

---

1 感染症発生動向調査を適切に実施するための体制

ルエンザ/COVID-19 定点、小児科定点、眼科定点、性感染症定点及び基幹病院定点とし、人口等の社会的条件や地域の実情等を考慮の上、県がその指定数を定めます。

また、定点のうち、病原体検査に関するものを病原体定点とし、感染症の流行状況等を考慮の上、県がその指定数を定めます。保健所は、定点医療機関と連携し、発生状況及び動向の正確な把握に努めます。

- (4) 法第 13 条の規定による届出を受けた場合は、当該届出に係る動物又はその死体が感染症を人に感染させることを防止するため、速やかに積極的疫学調査の実施その他必要な措置を講ずることが重要であることから、保健所と県が相互に連携して対応していきます。
- (5) 二類感染症、三類感染症、四類感染症及び五類感染症の疑似症については、感染症の発生予防及びまん延防止のための措置が迅速かつ適切に行われる必要があることから、法第 14 条に規定する指定届出機関から市への届出が適切に行われる体制を整備します。
- (6) 感染拡大防止のためには、疫学情報がリアルタイムで収集され、関係者で共有されることが重要であることから、感染症情報の収集等に当たっては、NESID<sup>2</sup>をはじめとしたコンピュータ・オンラインシステムにより実施することを基本とし、医療機関をはじめとした関係機関、保健所、山口県感染症情報センター(山口県環境保健センター<sup>3</sup>(以下「県環境保健センター」という。))に設置)、国の感染症情報センター(国立感染症研究所に設置)と迅速かつ的確な情報連携を行います。  
また、関係機関の協力を得ながら、学校や社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ様疾患等の発生状況の把握に努めていきます。
- (7) 感染症情報の分析については、県が設置する県感染症発生動向調査解析評価小委員会の結果を把握するとともに関係機関とその情報を共有していきます。  
また、感染症の流行の兆しや疑似症を含む原因不明疾患の発生等の理由により、定点から病原体検索の依頼があった場合には、県に相談し、対応を検討することとします。
- (8) 新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症(以下「新興感染症」という。)が発生した場合の健康危機管理体制を有効に機能させるためには、ウイルス等の出現を迅速かつ的確に把握することが不可欠です。このため、新型インフルエンザウイルス等についての情報収集体制等を強化していきます。

### 3 情報の公表

感染症の発生予防及びまん延を防止する一環として、法に定める感染症について、市が収集した情報を必要に応じて、報道機関等の協力を得て公表し、感染症の正しい知識の普及啓発や危機管理意識の高揚等を図っていきます。

---

2 国の感染症サーベイランスシステム

3 県内唯一の地方衛生研究所。県における感染症の技術的かつ専門的な機関として位置づけられている機関

なお、情報の公表に当たっては、プライバシーの保護等患者の人権の尊重に十分配慮して行います。

#### 4 結核に係る定期の健康診断

高齢者、結核発症の危険性が高いとされる幾つかの特定の集団、発症すると二次感染を起こしやすい職業等に対する定期の健康診断の実施が有効かつ合理的であると認められる場合については、重点的な健康診断の実施を検討していきます。

#### 5 食品衛生対策及び生活衛生対策との連携

- (1) 飲食に起因する感染症である食品媒介感染症の予防に当たって、食品の検査及び監視を要する業種や給食施設への発生予防指導については、他の食中毒対策と併せて食品衛生部門が主体となり、二次感染によるまん延防止等の情報の公表や指導については、感染症対策部門が主体となって取り組みます。
- (2) 水や空調設備、ねずみ族及び昆虫等を介する感染症の発生予防対策を講ずるに当たっては、感染症を媒介するねずみ族及び昆虫等(以下「感染症媒介昆虫等」という。)の駆除並びに防鼠及び防虫に努めることの必要性等に関する正しい知識の普及、蚊を介する感染症が流行している海外の地域等に関する情報の提供、カラス等の死亡鳥類の調査、関係業種への指導等については、感染症対策部門、生活衛生部門及び関係部局との連携により取り組みます。

#### 6 予防接種の推進

- (1) 予防接種による予防が可能であり、ワクチンの有効性及び安全性が確認されている感染症については、予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、市医師会等との十分な連携の下に、個別接種の推進や対象者がより安心して接種を受けられるよう、適切な実施体制の整備に努めるとともに接種率の向上を図っていきます。  
なお、万一、健康被害が発生した場合には、迅速に被害者の救済に当たることとします。
- (2) 感染症のまん延防止のため、緊急的に予防接種の必要がある時には、予防接種法第6条に基づく臨時の予防接種を適切に実施していきます。

#### 7 施設内感染対策

- (1) 病院、診療所、社会福祉施設等の開設者及び管理者は、施設において感染症が発生し又はまん延しないよう、必要な措置を講ずるとともに、平時から施設内の患者等及び職員の健康管理を行うことにより、感染症が早期に発見されるように努める必要があります。



- (2) 特に、医療機関においては、院内感染対策委員会等を中心に院内感染の防止に努めるとともに、実際に取ったこれらの措置等に関する情報を、市や他の施設に提供することにより、対策の共有化を図ることが望まれます。
- (3) 市は、市医師会等の関係団体等の協力を得つつ、病院、診療所、社会福祉施設等の現場の関係者に対して、最新の医学的知見等を踏まえた施設内感染に関する情報の提供に努めるとともに、薬剤耐性菌感染症対策についても支援していきます。
- (4) 社会福祉施設等での集団感染発生時には、その病原体の特性や感染状況等を踏まえ、感染制御や業務継続支援、感染者の症状等に応じた適切な治療の実施など、保健所や下関感染対策チーム（SICT）、各施設の協力医療機関等と連携し、必要に応じた早期の介入・支援を目指します。  
また、社会福祉施設等においては、平時から、感染症患者に係る往診等を要請できる医療機関の確保など、医療機関との連携体制を構築・強化することが重要です。

## 8 災害発生時の防疫措置等

- (1) 災害発生時の感染症の発生予防及びまん延防止の措置は、生活環境が悪化し、被災者の病原体に対する抵抗力が低下する等の悪条件の下に行われることが多いため、迅速かつ的確に所用の措置を講じていきます。
- (2) 市は、的確な情報収集等に努め、必要に応じて、消毒等の措置を実施するとともに、下関市地域防災計画に基づき、迅速な医療機関の確保、防疫活動、保健活動等を実施していきます。また、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理等の必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

## 9 関係機関及び関係団体との連携及び役割分担

- (1) 県が設置する感染症に係る専門家をはじめ、医療・社会福祉等の関係団体等で構成される山口県感染症対策連携協議会（以下「県感染症対策連携協議会」という。）の意見を聞きながら、科学的な知見等に基づいて、感染症の発生予防及びまん延防止のための施策を、関係機関及び関係団体との連携体制により推進していきます。
- (2) 感染症の予防を効果的かつ効率的に進めていくため、感染症対策部門、食品衛生部門、生活衛生部門が適切に連携を図るとともに、さらに、市内の学校、企業等の関係機関及び医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等の関係団体とも十分に連携を図るよう努めていきます。
- (3) 特に学校、社会福祉施設等の集団施設等への感染症予防対策の一環として、市においては、保健部、福祉部、こども未来部、教育委員会等の関係部局が、平時から連携した全庁的な取組を推進していきます。
- (4) 平時から、市内の感染症の発生動向に関する情報を、市医師会等と情報共有することにより、医療機関との円滑な連携が図れるよう努めていきます。

- (5) 公益社団法人山口県獣医師会豊浦支部及び下関支部等と連携を図り、獣医師等に対して、法第13条に規定する届出の義務について周知するとともに、動物由来の感染症に関する市民への情報提供をしていきます。
- (6) 生物テロや鳥インフルエンザ等の発生に関しては、危機管理の観点から関係部局が関係団体と迅速な取組を行っていきます。
- (7) 市及び県は、海外渡航者等からの感染症の市内への侵入を防止するため、平時から管轄検疫所と情報交換を積極的に行い、適切な連携が図られるよう努めていきます。
- (8) 保健所は、平時から一般住民に対する啓発活動や健康相談、検査を実施することにより、感染症の患者の発生予防に努めるとともに、効果的な感染症対策に取り組んでいきます。  
また、市医師会等の関係団体や管内の医療機関等との連携を図り、感染症情報の把握や患者の発生予防に努めていきます。
- (9) 県環境保健センター等と委託契約し、行政検査等を実施するとともに、感染症流行予測調査や感染症発生動向調査に伴う定点等からの病原体検査についても、感染症の流行状況等を的確に把握できるよう実施していきます。
- (10) 保健所は、県環境保健センターと、平時から感染症情報や病原体検査を通じて有機的な連携を保つとともに、感染症の集団発生時等には、両施設が連携・協力し、迅速かつ適切に対応していきます。
- (11) 第一種感染症指定医療機関である山口県立総合医療センター（以下「県立総合医療センター」という。）は、感染症の発生予防及びまん延防止のため、県内における感染症の医療に係る中核的機関として、一類感染症、二類感染症等の入院治療を行うとともに、県環境保健センターと連携し、情報の収集及び分析等に努めていきます。
- (12) 第二種感染症指定医療機関である地方独立行政法人下関市立市民病院は、地域における感染症の医療に係る中核的機関として、二類感染症等の入院治療を行い、感染症の発生予防及びまん延防止に努めていきます。

## 第二 感染症のまん延防止のための施策に関する事項

### 1 基本的な考え方

- (1) 感染症のまん延防止対策の実施に当たっては、健康危機管理の観点に立ち、迅速かつ的確に対応することが重要であり、また、市民一人ひとりの予防及び良質かつ適切な医療の提供を通じた早期治療の積み重ねによる社会全体の予防の推進を図っていくことを基本とします。
- (2) 感染症のまん延防止のためには、患者等を含めた市民、医療機関等の理解と協力に基づいて、市民自ら予防に努め、健康を守る努力を行うことが重要です。このため、市民に対し、感染症発生動向調査等による積極的な情報の公表や啓発等の施策の推進に努めていきます。
- (3) 法第4章に規定する対人措置及び法第5章に規定する対物措置(以下「防疫措置」という。)の実施に当たっては、まず、患者やその家族等関係者に対して、当該防疫措置の必要性について十分説明し理解を求めるとともに、必要最小限のものとします。また、プライバシーの保護等患者の人権の尊重に対しては、十分な配慮に努めていきます。
- (4) 防疫措置の実施に当たっては、感染症発生動向調査等により収集された情報を適切に活用していきます。

### 2 防疫措置の実施

- (1) 検体の提出若しくは検体の採取に応じるべきことの勧告又は検体の採取の措置の対象者は、一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者若しくは感染症の患者と接触した者など当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は新感染症の所見がある者若しくは新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者としします。
- (2) 健康診断等の勧告に当たっては、病原体の感染経路その他の事情を十分に考慮した上で、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者を対象とします。

勧告に基づく健康診断は、対象者の意向を尊重した上で、保健所や委託医療機関等で実施します。

また、法に基づく健康診断の勧告等以外にも、必要に応じて、市が情報の公表を的確に行うことにより、市民が自発的に健康診断を受けるよう勧奨します。

なお、患者情報等の公表は、市民に情報を公表することによって達成する行政目的及び市民の利益と、非公開とすることによって保護する個人情報等とを比較衡量しつつ、市及び県が、相互に連携して実施します。

- (3) 就業制限については、その対象者の自覚に基づく自発的な休暇や一時的に就業制限の対象外の業務に従事すること等により対応することが基本ですが、その趣旨の徹底を図るため、医師からの届出があった一類、二類及び三類感染症の患者又は無症状病原体保有者等に対して、保健所は関係書面等の通知をもって行うこととします。

就業制限の解除については、医療機関又は保健所が実施する病原体検査の結果に基づいて行い、当該者又はその保護者等に対して、その旨を書面等で通知します。

- (4) 入院の勧告等に係る入院においては、医師から患者等に対する十分な説明と同意に基づいた医療の提供が基本ですが、入院の勧告を行う際には、保健所の職員から患者等に対して、入院の理由、退院請求、審査請求に関すること、法第 20 条第 6 項に基づく患者等に対する意見を述べる機会の付与等、入院の勧告の通知に記載する事項を含め、十分な説明を行います。

入院後も、法第 24 条の 2 に基づく処遇についての苦情の申出や、必要に応じての十分な説明及びカウンセリング(相談)を通じ、患者等の精神的不安の軽減を図るよう医師その他の医療関係者に対して要請します。

なお、医師からの患者等の届出に基づき、保健所が疫学調査を行った時点で、患者の当該感染症の症状消失が確認できた場合には、医師からの届出内容に係わらず、入院の勧告は行わないこととします。

入院の勧告又は措置は、患者の発生場所(患者が自宅、入院先等現にいる場所をいう。)が市内の場合に、保健所が行うこととします。

- (5) 保健所は、入院の勧告等に係る患者が入院している第二種感染症指定医療機関等から法第 22 条第 2 項の規定による通知書の提出があり、入院の必要性がなくなったと判断されるときには、直ちに法第 19 条又は第 20 条に基づく入院の措置を解除することとします。

また、入院の勧告等に係る患者等から、法第 22 条第 3 項に基づく退院請求の申請があった場合には、受理するとともに、病原体の保有状況又は当該感染症の症状消失の有無の確認を速やかに行い、確認結果から当該感染症のまん延の可能性がないと判断されるときは、直ちに法第 19 条又は第 20 条に基づく入院の措置を解除することとします。

- (6) 感染症のまん延防止の観点から感染症に関する専門的な判断を行うとともに、患者等の医療及び人権に配慮するために、市は、下関市感染症の診査に関する協議会条例に基づき、感染症診査協議会を開催します。

なお、感染症診査協議会に関し必要な事項は、条例等で定めます。

- (7) 消毒、感染症媒介昆虫等の駆除、物件に対する措置、建物への立ち入り制限又は封鎖、交通制限及び遮断等の措置を講ずるに当たっては、可能な限り関係者の理解を得ながら実施するように努めるとともに、これらの措置は、個人の人権を尊重しつつ、必要最小限のものとしします。

消毒の実施については、原則として当該者又はその保護者等に対して、自主消毒を勧告することとしますが、当該者又はその保護者等が現に消毒薬を所持していない場合には、保健所が消毒薬を必要に応じて無償で提供します。

なお、自主消毒が困難な場合や公共施設等広範囲に渡って消毒を実施する必要性が生じた場合には、保健所がその措置を行い、当該者又はその保護者等に対して、その旨を書面で通知することとします。

### 3 積極的疫学調査のための体制の構築

- (1) 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症のうち麻疹・風しん又は新型インフルエンザ等感染症の患者が発生し、又は発生した疑いがある場合、五類感染症の発生の状況に異状が認められる場合、国内で発生していない感染症であって国外でまん延しているものが発生するおそれがある場合、動物が人に感染させるおそれがある感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合、その他必要と認める場合について、保健所において、その発生状況、動向及び原因等を明らかにするため、法第 15 条に規定する積極的疫学調査を実施していきます。
- (2) 積極的疫学調査の実施に当たっては、対象者の協力が得られるよう、その趣旨をよく説明し、理解を得ることに努めるとともに、一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者又は新感染症の所見がある者については、正当な理由なく積極的疫学調査に応じない場合には、指示、罰則の対象となることを、人権に配慮しあらかじめ丁寧に説明を行います。
- (3) 積極的疫学調査の実施に際して、広域的な調査が必要となった場合には、県及び関係する機関の間で連携して進めるとともに、必要に応じて食品衛生部門、生活衛生部門及び検査部門との連携の下に調査を実施していきます。

また、平時から市医師会、教育委員会等との連携体制の確保に努めていきます。

### 4 食品衛生対策及び生活衛生対策との連携

- (1) 食品媒介感染症が疑われる疾患が発生した場合には、感染症対策部門が、患者等の診断、臨床像その他必要な情報の収集や医療機関との連絡調整等に当たり、食品衛生部門が、検査部門との連携を図りながら、一次的な原因究明等に当たることとします。
- (2) 病原体、原因食品、感染経路等が判明した場合には、一次感染を防止するため、感染症対策部門は対人措置や対物措置を行い、食品衛生部門は原因となる病原体に汚染された食品等の販売禁止、営業停止等の行政処分を行うこととします。

また、二次感染の拡大防止については、感染症対策部門が主体的に行うこととします。

なお、広域的な腸管出血性大腸菌感染症・食中毒が発生した場合に、事案の早期探知、関係部門間の連携が迅速に図れるよう情報共有を強化するため、腸管出血性

大腸菌による広域的な感染症・食中毒に関する調査について、国が示す取扱い等に基づき、適切に実施します。

- (3) 病原体の検索や感染拡大の防止に当たって、飲用水等の生活用水の検査や感染症媒介昆虫等の対策については、生活衛生部門が感染症対策部門と連携し、行うこととします。

## 5 新感染症の発生時の対応

- (1) 新感染症は、感染力や罹患した場合の重篤性が極めて強い一類感染症と同様の危険性を有する一方、病原体が不明であるという特徴を有するものです。
- (2) 市は、新感染症のまん延を防止するため、国及び県に技術的指導及び助言を求めるとともに、対人・対物措置の指示や、万一、市内において新感染症が発生した場合には、専門家チームの派遣を求めています。

### 第三 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

#### 1 基本的な考え方

感染症対策において、病原体等の検査実施体制及び検査能力を十分に有することは、人権の尊重の観点や感染の拡大防止の観点から極めて重要であることから、保健所は、県環境保健センター等との間で連携を図りつつ、病原体等の検査体制の充実を図ります。

また、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成10年厚生省令第99号)に基づき検査実施体制等を整備し、管理します。

さらに、まん延が想定される新興感染症が発生した際に、流行の早い段階から検査が円滑に実施されるよう、平時から、関係機関等と協議の上、薬局や民間検査機関等との連携を含めた、計画的な準備を行います。

#### 2 感染症の病原体等の検査の推進

- (1) 一類感染症の病原体等の検査については、国及び県と連携し、国立感染症研究所に依頼するとともに検体を安全かつ迅速に搬送します。二類～五類感染症及び新興感染症の病原体等の検査については、保健所が、人体から検出される病原体及び水、環境又は動物に由来する病原体等の検出が可能となるよう、法に定める精度管理や研修の実施、検査機器の保守管理を行いつつ、自らの検査能力に応じて、県環境保健センター等と連携し、迅速かつ的確に実施していきます。
- (2) 新興感染症の流行期などに十分な試験検査機能を発揮できるよう、平時から、計画的な人員の確保や配置、研修や実践的な訓練の実施などによる体制整備及び資質の向上を図るとともに、試験検査に必要となる資機材等の整備等に取り組みます。
- (3) 新興感染症のまん延時に備え、検査体制を速やかに整備できるよう、民間検査機関や医療機関との検査措置協定等により、平時から計画的な体制整備を図ります。
- (4) 新興感染症のまん延期には、感染状況等に応じた的確な検査の実施目的に沿って、感染経路の特定や感染拡大防止に向けた集中的検査の実施など、医療機関や薬局、民間検査機関との連携による検査体制の整備を図ります。

[数値目標] 検査の実施能力及び保健所における検査機器の数

区 分	目 標 値	
	流行初期期間 (発生公表 <sup>4</sup> 後 1 箇月以内)	流行初期期間以降 (発生公表後 6 箇月以内)
検査の実施能力 ※核酸検出検査に限る	(60 件/日程度)	150 件/日程度
保健所の検査機器数 (リアルタイム PCR 装置)	2 台	

【参考】 山口県における検査の実施能力及び検査機器の数 (総数)

区 分	目 標 値	
	流行初期期間 (発生公表後 1 箇月以内)	流行初期期間以降 (発生公表後 6 箇月以内)
検査の実施能力 ※核酸検出検査に限る	300 件/日	9,000 件/日
うち県環境保健センター	300 件/日	200 件/日
うち下関市立下関保健所	/	150 件/日
うち医療機関、民間検査機関等		8,650 件/日
環境保健センター等の検査機器数 (リアルタイム PCR 装置)	7 台	
うち県環境保健センター	5 台	
うち下関市立下関保健所	2 台	

### 3 総合的な病原体等の検査情報の収集、分析及び公表のための体制

感染症の病原体等に関する情報の収集、分析及び公表は、患者に関する情報とともに、感染症発生動向調査のいわば車の両輪として位置づけられています。そのため、患者情報及び病原体情報の分析結果を県と連携し公表していきます。

### 4 関係機関及び関係団体との連携

病原体等の情報収集に当たっては、県や市医師会、医療機関等と連携を図りながら進めていきます。また、特別な技術が必要とされる検査については、保健所が、国立感染症研究所や県環境保健センター等と連携を図っていきます。

4 厚生労働大臣による新興感染症が発生したこと等の公表



## 第四 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項

### 1 基本的な考え方

市は、県感染症対策連携協議会等を活用し、平時から、一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症の患者又は疑似症患者並びに新感染症の所見がある者若しくは当該新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由がある者の移送(海路を含む)のため、専用車両の確保や、消防機関、民間事業者等との連携等の体制整備を行うとともに、感染症指定医療機関等の関係者を含めた移送に係る研修を計画し、実施に努めていきます。

### 2 感染症の患者の移送

- (1) 一類感染症等の患者を適切に移送するため、県立総合医療センターに配備されたトランジット・アイソレーター<sup>5</sup>を装備した移送車を使用します。

勤務時間内においては、必要に応じ、県立総合医療センターの職員に患者待機場所までの車両の運搬と患者移送を要請します。また、休日、夜間においては県立総合医療センターとの連携のもと保健所職員が車両の運搬と患者移送の対応をすることとしています。

- (2) 感染症の患者の移送については、保健所が、感染症のまん延防止対策の一環として患者や家族等に対する人権の尊重に十分配慮しつつ、また、高齢者施設等に入所しており配慮を必要とする方の移送については、高齢者施設等の関係団体等とも連携し、迅速かつ適切に実施していきます。

- (3) 患者の病態等により保健所による移送が難しい特殊な場合には、外部委託を含め適切な移送手段を確保していきます。

また、新感染症が疑われる患者の移送の場合には、国の指導を得て、適切な移送に努めていきます。

- (4) 消防機関等が移送した傷病者が法第12条第1項第1号等に規定する患者であると医療機関が判断した場合には、移送に携わった職員の健康管理や移送車の消毒のため、医療機関から消防機関等に対して、当該感染症等に関し適切に情報提供することが重要であることから、当該情報提供が適切に行われたか否かを保健所が確認します。

---

<sup>5</sup> 感染者の呼気、飛沫に含まれる感染源を外に排出させないためのカプセル型の搬送用器具

## 第五 新型インフルエンザ等感染症及び新感染症の外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項

### 1 基本的な考え方

法第 44 条の 3 の 2 第 1 項に規定する新型インフルエンザ等感染症又は法第 50 条の 3 第 1 項に規定する新感染症の外出自粛対象者(外出自粛に係る法の規定が適用される指定感染症にあつては、当該感染症の外出自粛対象者。以下「外出自粛対象者」という。)に対し、医療関係団体又は民間事業者を活用しつつ、健康観察、医薬品や生活必需品の支給等の支援を行います。

なお、健康観察や生活支援等の実施に当たっては、ICT（情報通信技術）の積極的な活用に努めていきます。

### 2 関係機関及び関係団体との連携

- (1) 新興感染症の発生及びまん延時、自宅等や、県の確保する宿泊療養施設において、外出自粛対象者が安心・安全に療養できるよう、県との必要な連携・協力を図るとともに、医療関係団体又は民間事業者への委託等を活用します。
- (2) 福祉サービスを必要とする外出自粛対象者が適切にサービスを受けられるよう、関係機関等と連携し、介護保険等の居宅サービスの事業所等において、平時から、従事者に対する感染管理対策研修等が行われるよう努めていきます。
- (3) 新興感染症の発生及びまん延時に、高齢者施設や障害者施設等の施設内における感染のまん延を防止するため、平時から、下関感染対策チーム（SICT）や県と医療措置協定を締結した医療機関と連携し、必要に応じてゾーニング<sup>6</sup>等の感染対策の助言を行うことができる体制の確保に取り組みます。

---

6 施設内での感染を防ぐため、病原体によって汚染されている区域(汚染区域)と汚染されていない区域(清潔区域)など、空間を用途に応じて分けること

## 第六 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

### 1 基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症への対応経験などから、今後、新たな感染症対策に対応できる知見を有する人材の必要性が高まっていることを踏まえ、市、市医師会等の医療関係団体、医療関係職種の養成機関等においては、相互に連携・協力しつつ、感染症に関する幅広い知識や研究成果の医療現場への普及等の役割を担うことができる人材の確保、養成及び資質の向上に取り組むことが必要です。

また、これら人材の計画的な養成及び資質の向上により、感染症の発生予防・まん延防止や、感染症に関する検査分析や調査研究、感染症発生時の保健医療提供体制の確保など、本計画で掲げる感染症対策全般の効果的な推進を図るとともに、第一種及び第二種協定指定医療機関を含む感染症指定医療機関の計画的な機能強化に繋げていくことが重要です。

### 2 人材の養成及び資質の向上

- (1) 市は、国立保健医療科学院、国立感染症研究所等で実施される感染症対策・感染症の検査等に関する研修会等に、職員を積極的に派遣し、感染症対策に携わる職員等の専門性の向上を計画的に図るとともに、感染症対策全般を効果的に推進するため、その人材の活用等に努めていきます。
- (2) 感染症に関する講習会等を開催すること等により、職員や医療機関等に対する研修の充実を図っていきます。
- (3) 保健所は、新型コロナウイルス感染症対応で蓄積されたネットワークを活用し、平時から、医療機関等への研修・訓練等への支援に努めていきます。
- (4) 医療機関及び医療関係団体等に、感染症指定医療機関をはじめ一般医療機関の医師等、感染症に関わる幅広い人材を、国立保健医療科学院、国立感染症研究所、国立国際医療研究センター等において実施される感染症に関する講習会や関係学会等が実施するセミナーに積極的に参加するように促すことにより、人材の感染症に関する知識の向上を図ります。
- (5) 第一種協定指定医療機関<sup>7</sup>及び第二種協定指定医療機関<sup>8</sup>を含む感染症指定医療機関においては、平時から、感染症対応を行う医療従事者等に対し、新興感染症の

7 法第36条の2第1項に規定する新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間(以下「新興感染症発生等公表期間」という。)に、県との協定に基づき新興感染症患者の入院受入を行う医療機関

8 新興感染症発生等公表期間に、県との協定に基づき新興感染症の発熱外来、自宅療養者等への医療の提供を行う医療機関

発生を想定した必要な研修や訓練の実施、又は国等が実施する当該研修や訓練に医療従事者等の参加を促すことで、新興感染症の発生及びまん延時における診療等の体制強化を図っていきます。

また、協定に沿って、感染症医療担当従事者<sup>9</sup>等を他の医療機関、宿泊療養施設、高齢者施設等に派遣できるように、平時から研修や訓練の実施に努めていきます。

- (6) 医療機関に勤務する医師等の的確な対応を図るため、感染症情報を周知するとともに、関連する研修会等への参加を促進していきます。また、市医師会等の医療関係団体においては、会員等に対して感染症に関する情報提供及び研修の実施を要請していきます。

[数値目標] 医療従事者や保健所職員等の研修・訓練回数

目 標 値
年1回以上

---

<sup>9</sup> 感染症患者に対する医療を担当する医師、看護師その他の医療従事者

## 第七 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項

### 1 基本的な考え方

- (1) 広域的な感染症のまん延防止の観点から、保健所が積極的疫学調査等の専門的業務を十分に実施するため、また、感染拡大時にあっても健康づくり等の地域保健対策を継続するため、平時から、感染症の拡大等を想定した、保健所の体制整備を図っていきます。
- (2) 体制の整備に当たっては、必要な機器及び資機材の整備・備蓄をはじめ、業務の外部委託や市における一元的な実施(健康観察や相談業務、入院調整業務等)を目指し、また可能な限り簡素化した情報管理体系に統一しつつ、ICTの活用等を通じた業務の効率化を積極的に進めるとともに、IHEAT<sup>10</sup>要員や関係団体等からの応援を含めた人員体制、受入体制の構築を図っていきます。
- (3) 健康危機管理を含めた地域保健施策の推進のため、統括保健師の配置に加え、保健所長を補佐し、総合的なマネジメントを担う統括保健師の配置について検討を行います。
- (4) 保健所の業務ひっ迫時における臨時的な人員確保の方策として、県との協調のもと IHEAT 要員の確保や研修、連携強化等を通じて、IHEAT 要員による支援体制を確保していきます。

### 2 感染症発生・まん延時の応援派遣等

- (1) 県感染症対策連携協議会等を活用し、医療関係団体等と平時から連携し、感染症発生・まん延時等に必要に応じ、公衆衛生の実務に係る専門知識を有する人材等について、応援職員として保健所への派遣等の協力を求めることとします。
- (2) 保健所への応援職員として派遣等の協力を求める人材(感染症予防等業務関係者<sup>11</sup>等)に対し、感染症等に関する実践的な訓練や研修を定期的実施します。

### 3 関係団体との連携

平時から、関係医療機関連絡会議等を通じて、医療関係団体や消防局等と、保健所の業務に係る内容について情報共有や連携を図るとともに、感染症のまん延時や新興感染症の発生及びまん延時には、感染性や病原性、市内の患者数・医療資源等を考慮した上で、患者情報の一元化や入院調整等の連携・役割分担について整理し、対応することとします。

---

10 感染症のまん延等の健康危機が発生した場合に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組み

11 感染症の予防及びまん延を防止するための医療提供体制の確保に係る業務に従事する医師、看護師その他の医療関係者

[数値目標] 保健所の感染症対応業務を行う人員確保数、IHEAT 要員の確保数

目 標 値	
流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数（注）	即応可能な IHEAT 要員の確保数 （IHEAT 研修受講者数）
115人/日	5人

注) 新型コロナウイルス感染症のオミクロン株による「第6波」並みの感染発生を念頭に、流行開始から1か月の業務量に対応可能な人員確保数（1日あたりの最大数）

（保健所の感染症対応業務に従事する人員及び外部からの応援人員）

## 第八 緊急時における感染症の発生予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策(国との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。)に関する事項

### 1 緊急時における感染症の発生予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策

- (1) 一類感染症、二類感染症又は新感染症の患者の発生又はそのまん延のおそれが生じた場合には、当該感染症の患者が発生した場合の具体的な移送の方法や外出自粛対象者の療養生活の環境整備等について検討し、計画を定めることとします。
- (2) 県が感染症の患者の発生又はそのまん延を防止するために緊急の必要があると認める時に、感染症の患者の症状や数、その他感染症の発生及びまん延の状況を勘案して、必要な措置を定め、医師その他の医療関係者に対し、当該措置に対する必要な協力を求める場合、市は迅速かつ適切な対策が講じられるよう協力します。
- (3) 感染症の患者の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認める時には、国及び県に対して必要な技術的指導及び助言を求め、迅速かつ適切な対策を講ずることとします。
- (4) 住民の生命及び身体を保護するために緊急の必要がある場合で、国から、感染症に関する試験研究又は検査を行っている機関の職員の派遣やその他特定病原体等による感染症の発生予防又はまん延防止のために必要な協力の要請があった場合においては、迅速かつ的確な対応がとられるよう国に協力します。
- (5) 新感染症の患者の発生や生物テロが想定される場合など、市に十分な知見が集積されていない状況で対策が必要とされる場合には、国に対して関係職員や専門家の派遣等の支援を求めています。

### 2 連絡体制等の整備

- (1) 土日、祝祭日、夜間等における緊急の連絡体制の確保を図るため感染症対策部門及び関係機関の緊急連絡先をあらかじめ定め、関係者に周知する等、緊急時の連絡体制の整備に努めていきます。
- (2) 県と緊密な連絡体制を構築し、感染症の発生状況、緊急度等を勘案して必要に応じて応援職員、専門家が派遣できる支援体制の整備を図るよう努める必要があります。なお、消防機関に対して、感染症に関する情報等を適切に連絡していきます。
- (3) 特定の地域に感染症が集団発生した場合、又はその発生が強く疑われる場合には、必要に応じて、保健所に対策本部を設置し、市医師会等の関係団体と連携を図ると

ともに、県を通じて県感染症対策連携協議会等の意見を聞きながら、感染症及び関連分野の専門家の協力を得て、所要の対策を実施していきます。

### 3 他の自治体との連絡体制

- (1) 他の自治体において発生が確認された感染症について、本市における発生予防及びまん延防止の措置が必要と判断される場合には、迅速な情報収集に努めるとともに、当該自治体や県、国、関係機関との連携の下に、所要の対策を実施していきます。
- (2) 本市において発生が確認された感染症について、他の自治体における発生及びまん延が危惧される場合には、当該自治体、県や国及び関係機関等に対して迅速な情報提供に努めます。
- (3) 感染症の発生予防及びまん延防止に係る広域的な連携を円滑に推進するため、中国・九州各県等関係者の間で、定期的な連絡会議の開催や電子媒体を活用したネットワークなどにより、平時から各種の情報交換の強化に努めていきます。

### 4 国との連携体制

- (1) 法第12条第2項に規定する国及び県への報告を確実にを行うとともに、新感染症の疑いのある患者が発生した場合及びその他感染症への対応について緊急と認める場合にあっては、県を通じて直ちに国に報告し、国及び関係機関からの技術的指導、助言及び協力を得ながら対応していきます。
- (2) 検疫法に基づき、入国の際、健康状態に異常をきたし検査等を受けた場合等で、通報書による情報提供等があった場合は、検疫所と連携を密にし、本人又は同行者等の追跡調査及びその他の必要と認める措置を行い、地域でのまん延防止を図っていきます。

### 5 緊急時における情報提供

緊急時において、市は市民に対して感染症の患者の発生の状況や医学的知見など市民が感染予防等の対策を講ずる上で有益な情報を、パニック防止という観点も考慮しつつ、可能な限り提供します。この場合には、報道機関等との連携や市ホームページなど情報提供媒体を活用し、理解しやすい内容で情報提供を行っていきます。



## 第九 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに患者等の人権の尊重に関する事項

### 1 基本的な考え方

- (1) 市においては、適切な情報の公表、正しい知識の普及等を行うことが、医師等においては、患者等への十分な説明と同意に基づいた医療を提供することが、市民においては、感染症の予防について正しい知識を持ち、自ら予防することが、重要です。また、患者及び患者への診療等を行う医療機関や社会福祉施設等の従事者等が差別や偏見を受けることがないように配慮していくことも重要です。

とりわけ、新興感染症の発生・まん延時においては、医療従事者等が安全かつ安心して業務を継続できるよう、新興感染症に起因する差別的取扱い等の防止に取り組むことが必要です。

- (2) 感染症対策の実施に当たっては、感染症の予防と患者等の人権の尊重の両立を図るとともに、患者の意思を尊重することが重要です。

また、感染症に関する個人情報の保護には、十分に留意することが必要です。

### 2 啓発及び知識の普及並びに人権の尊重

- (1) 市は、感染症の発生予防及びまん延防止のため、また、診療、修学、就業、交通機関の利用等において、患者等への差別や偏見を排除するため、パンフレット等の作成、キャンペーンや各種研修会の実施等、あらゆる機会を通じて、正しい知識の普及に努めるとともに、相談機能の充実等、住民に身近なサービスの充実に努めていきます。

また、市民に対して的確な情報提供を行うため、平時から報道機関との連携を密接に行う等、連絡体制の整備に努めていきます。

特に、保健所は、地域における感染症対策の中核的機関として、感染症についての情報提供、相談等を推進していきます。

- (2) 法は、市内に居住し又は滞在する外国人についても同様に適用されるため、保健所の窓口にて、感染症の予防等について外国語で説明したパンフレットを備えておく等の取組を行っていきます。

- (3) 感染症に関する個人情報の流出防止のため、医療機関を含む関係機関の職員に対して、情報の保護に関する意識の高揚を図るとともに、適切な指導を行う等、個人情報保護の徹底を図っていきます。

## **【参考資料】 山口県感染症予防計画（抜粋）**

### **第一 感染症の予防の推進の基本的な方向と役割**

#### 第四 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項

## 第六 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項

## 第八 宿泊療養体制の確保に関する事項

第十 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整又は指示の方針に関する事項